

令和6年9月25日

令和6年度第6回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年9月25日（水）

午後1時30分開会～午後3時閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定
による届出について

報 告 3 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第28号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について

4. 協議事項

1) 農政

協議（5） 大崎市の農業振興に関する政策提案について

5. 出席農業委員(25名)

1番	菅原 ひろみ	委員	2番	小野寺 正 晃	委員
3番	布塚 幸子	委員	4番	中本 奈美	委員
5番	白川 知則	委員	6番	高橋 順子	委員
7番	佐々木 ひろ子	委員	8番	櫻井 正幸	委員
9番	齋藤 真理子	委員	10番	菅原 清一	委員
11番	佐々木 正彦	委員	12番	下山 信行	委員
14番	只埜 和臣	委員	15番	鈴木 至	委員
16番	佐藤 裕之	委員	17番	佐藤 伸幸	委員
18番	佐々木 俊通	委員	19番	佐々木 大	委員
20番	中森 昭悦	委員	21番	中鉢 守	委員
22番	菅原 まり子	委員	23番	今野 久男	委員
24番	中條 泰洋	委員	25番	熊谷 安正	委員

26番 佐々木 政 直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

5番 高 橋 秀 一 委員

9番 森 川 強 一 委員

10番 上 野 猛 委員

7. 欠席委員(1名)

13番 高 橋 英理子 委員

8. 途中退席委員(1名)

15番 鈴 木 至 委員

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博 事務局次長 藤 本 将 寛

事務局長補佐 星 充 浩 事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 石 垣 佳 子 主幹兼係長 今 野 春 樹

主査 湯 山 栄 大 主事 鈴 木 聖 己

主幹 佐々木 賢 主査 三 塚 裕 介

会計年度任用職員 千 葉 嘉 一

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第6回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長から御挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席届出者は、13番高橋英理子委員でございます。また、15番鈴木至委員からは早退の届出がございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和6年度第6回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。5番白川知則委員、6番高橋順子委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局次長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局次長補佐）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

報告3について質問させていただきます。転用計画が廃止となった理由を教え

てください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

地盤調査の結果、太陽光発電パネルの設置ができない軟弱地盤であったため、
転用計画を廃止すると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

計画廃止後に違う事業で使用する計画はございますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

太陽光発電パネルの設置を取りやめることのみ、伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号
65から76までの12か件のうち、番号75、76の2か件は、議案第26号番号79、
80と関連することから、この2か件を議案第26号で併せて審議してよろしいか
お諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号65から76までの12か件のうち、番号75、76の2か件

は、議案第26号番号79, 80と関連することから、この2か件を除いた番号65から74までの10か件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第25号番号65から74までの10か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第25号番号65から74までの10か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第25号番号65から74までの10か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号75の1か件は議案第27号番号27の1か件と関連することから、この1か件を議案第27号と併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第26号番号71から74、番号76から80までの9か件と、関連する議案第25号番号75, 76の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

9月24日火曜日午前9時より、5番委員、6番委員、7番委員、5番推進委員、9番推進委員、10番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので、調査報告いたします。番号71を5番委員、報告をお願いします。

5番（白川知則委員）

番号71を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、田と畑に囲まれておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号72を5番推進委員、報告をお願いします。

5番（高橋秀一推進委員）

番号72を報告いたします。転用目的は、集合住宅1棟、駐車場8台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水はU字溝に流し、汚水は浄化槽で処理する計画のため、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号73を9番推進委員、報告をお願いします。

9番（森川強一推進委員）

番号73を報告いたします。転用目的は、駐車場大型車10台分、小型車5台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号74を5番委員、報告をお願いします。

5番（白川知則委員）

番号74を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル190枚を設置する

ものです。申請地周辺の状況は、田と畑でございました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね 300 メートル以内に駅が存在する第 3 種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号76を10番推進委員，報告をお願いします。

10番（上野猛推進委員）

番号 76 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 1 区画を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号77を6番委員，報告をお願いします。

6番（高橋順子委員）

番号 77 を報告いたします。転用目的は、作業通路，作業ヤードとして利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号78を7番推進委員，報告をお願いします。

7番（草刈俊継推進委員）

番号 78 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 110 枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね 500 メートル以内に公共施設が存在する第 2 種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号79と議案第25号番号75を6番委員，報告をお願いします。

6 番（高橋順子委員）

番号 79 を報告いたします。営農型太陽光発電の事業期間延長のため、一時転用の再許可申請です。申請地周辺の状況は、宅地と田でございました。管理状況は、防草シートが敷かれ、土が入ったプランターがございました。当初の計画ではサツマイモを作付けするとのことでしたが、作付けされた形跡はございませんでした。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、3 年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当しません。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

1 番（佐々木正彦委員）

番号 80 と議案第 25 号番号 76 を 5 番推進委員、報告をお願いします。

5 番（高橋秀一推進委員）

番号 80 を報告いたします。営農型太陽光発電の事業期間延長のため、一時転用の再許可申請です。申請地周辺の状況は、田と畑でございました。管理状況は、サツマイモが作付けされておりました。農地区分は、農振農用地ですが、3 年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 26 号番号 71 から 74、番号 76 から 80 までの 9 案件と、関連する議案第 25 号番号 75、76 の 2 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。4 番委員。

4 番（中本奈美委員）

番号 77 について質問させていただきます。法定相続人が賃貸人となっており、賃借料 4 万円と記載がございますが、他の法定相続人の了解はどのような形で確認しているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

貸人より他の法定相続人の皆さんからの同意書を添付していただいております。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（中本奈美委員）

番号77については承知しました。番号71, 74, 78について質問させていただきます。71番のみ太陽光発電パネルのメンテナンススペースが確保されているのに対し、74, 78番は確保されておりましたが、メンテナンススペースはなくても問題ないものなのでしょうか。若しくは番号71がメンテナンススペースが必要な理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

太陽光発電パネル事業は、それぞれの事業計画に基づいて申請していただいております。申請地の地形や面積、事業計画により異なっております。番号71の譲受人は、過去の申請でもメンテナンススペースを含めて、転用申請をしていただいております。メンテナンススペースは譲受人が必要であれば確保するものとなっております。

議長（佐々木政直会長）

4番委員、よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号79, 80について質問させていただきます。営農型太陽光発電パネルの一時転用の再許可申請で、3年間ほど作付けされていたのかと思われませんが、今までの営農実績を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

まず、番号79についての令和4年産の収量ですが、サツマイモの苗付けはしましたが収穫ができなかったとのことで0キログラムと報告がございませう。令和5年産の状況報告書には、栽培の知見を有するもの意見として、水没を回避するため防草シートを敷きプランターでの栽培をせうと記載がございませう。

続きまして、番号80についての令和4年産の収量についてですが、こちらもサツマイモの苗付けをせましたが収穫ができなかったとのことで0キログラムと報告がございませう。令和5年度産は単収見込10アール当たり1,040キログラムに対し、収穫は単収10アール当たり25キログラムと報告がございませう。猛暑のため、生育が思わしくなかつたとのことせう。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

再許可をせした場合もサツマイモを作付けする予定なのでせうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

サツマイモを作付けする計画で許可申請をせ提出していただいでおひませう。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

3年間の実績を鑑みると、4年目も同じ作物を作付けすることに疑問を感じませう。営農型太陽光発電パネルの意味を果たしてひるのでせうか。皆さんの御意見も伺ひたいです。

議長（佐々木政直会長）

10番委員。

10番（菅原清一委員）

番号79、80の現地調査、営農実績の報告の内容から判断すると、営農型太陽光発電パネルとしての再許可申請では不許可相当かと思ひませう。

議長（佐々木政直会長）

10番委員から、番号79, 80について不許可相当との御意見でございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

番号79, 80について不許可相当の場合、議案25号番号75, 76の地上権の申請についてはどのような扱いになるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

議案25号番号75, 76については、議案26号番号79, 80と併せて審議しておりますので、議案26号の県の許可の可否に合わせて決定することとなります。

議長（佐々木政直会長）

4番委員、よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第26号番号71から74, 番号76から78までの7か件を許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

また、議案第26号番号79, 80について不許可相当とし、関連する議案第25号番号75, 76の2か件については、県の農地法第5条第1項の許可の可否に合わせて決定するものとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第26号番号71から74, 番号76から78までの7か件を許可

相当と認め県に進達いたします。

また、議案第26号番号79, 80について不許可相当として県に進達し、関連する議案第25号番号75, 76の2か件については、県の農地法第5条第1項の許可の可否に合わせて決定するものとします。

議長（佐々木政直会長）

議案第27号農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について、番号27から54までの28か件と、番号27の1か件と関連する議案第26号番号75の1か件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号27と議案第26号番号75を7番委員、報告をお願いします。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号27を報告いたします。転用目的は、重機、資材置場、仮設駐車場、敷地内通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地でございました。管理状況は、重機、資材置場として利用されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと見てまいりました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号27から54までの28か件と、番号27の1か件と関連する議案第26号番号75の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号27から54までの28か件と、番号27の1か件と関連する議案第26号番号75の1か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号27から54までの28か件と、番号27の1か件と関連する議案第26号番号75の1か件について許可相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第28号農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について、番号357から375までの19か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第28号番号369の1か件については、 番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第28号番号369の1か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により 番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室、着席願います。 番委員退席願います。

〔 番 委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第28号番号369の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第28号番号369の1か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第28号番号369の1か件について承認します。 番委員

の入室を認めます。

[番 委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第28号番号357から368までと、番号370から375を合わせた18か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第28号番号357から368までと、番号370から375を合わせた18か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第28号番号357から375までの19か件について承認し、市に通知いたします。これで審議事項を終了いたします。ここで暫時休憩いたします。午後2時50分まで。

[午後2時40分から午後2時50分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の協議（5）大崎市の農業振興に関する政策提案について、事務局より説明をお願いします。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、農政の協議（5）大崎市の農業振興に関する政策提案については承認いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については，全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして，議長の任を解かせていただきます。本日は，誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして，令和6年度第6回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 白 川 知 則

委 員 高 橋 順 子